

子ども医療制度

対象者

	医療費	受給者証	
小学校卒業まで	通院費・入院費	子ども医療費受給者証	県内医療機関での自己負担なし
中学生	入院費	なし	医療機関でいったん支払い後、申請により返還

障害者医療制度

対象者

- 身体障害者手帳所持者 1級～3級
- 腎臓機能障害 4級
- 進行性筋萎縮症 4級～6級
- 療育手帳所持者
- I Q50以下の方
- 自閉症と診断された方

「障害者医療費受給者証」を発行します。県内医療機関での自己負担はありません。

所得制限 なし

母子家庭等医療制度

対象者

- 18歳の年度末までの児童を扶養している母（父）とその子
- 父母のいない18歳の年度末までの子

「母子家庭等医療費受給者証」を発行します。県内医療機関での自己負担はありません。

所得制限 児童扶養手当本人一部支給制限額準用

母子家庭等医療費受給者証の更新について
現在の受給者証の有効期限は7月31日までです。更新の手続きをお忘れなく。

精神障害者医療制度

対象者

- 通院・・・自立支援医療受給者証（精神通院）所持者
「精神障害者医療費受給者証」を発行します。県内医療機関（精神科診療のみ）での自己負担はありません。

- 入院・・・精神障害者保健福祉手帳 1級または2級所持者
受給者証はありません。医療機関（精神科診療のみ）で一旦支払後、申請により返還します。

所得制限 なし

福祉医療制度を紹介

福祉医療制度は子ども、障害者、母子家庭、高齢者などの皆さんが安心して必要な医療が受けられるよう、自己負担相当額を軽減するための助成制度です。